

実現支援サービス利用規約

第1章 総 則

第1条 (利用規約の適用及び定義等)

- 1 株式会社スーツ (以下「当社」といいます。)は、実現支援サービス利用規約 (以下「本利用規約」といいます。)を定め、本利用規約を遵守することを条件として、本利用規約の定めにより当社が提供する経営支援クラウド「Suit UP」 (以下「本クラウドサービス」といいます。)、 「経営支援クラウド「Suit UP」サポート・サービス」 (以下「本サポート・サービス」といいます。)及び「全社タスク管理導入コンサルティング・サービス」 (以下「本コンサルティング・サービス」といいます。)(本クラウドサービス、本サポート・サービス及び本コンサルティング・サービスの3つを総称して以下「本サービス」といいます。)に関する利用契約 (以下「本契約」といいます。)を締結した契約者 (以下「本契約者」といいます。)及び本条6項に規定する本ワークスペースユーザーに対し、本サービスを提供します。
- 2 本契約者及び本条6項に規定する本ワークスペースユーザーは、本利用規約を遵守して、本利用規約を契約内容として、本サービスを受けるものとし、本利用規約に同意頂けない場合には、本サービスをご利用頂けないものとします。
- 3 本契約者は、本契約の申込みにあたり、当社の指定する方法により、本契約者が利用する本サービスの内容を選択するものとします。
- 4 当社は、必要に応じて本契約者との間で個別に特約を定めることがあります。この場合、本契約者は本利用規約とともに特約を遵守するものとし、当該特約の定めが本利用規約と矛盾抵触する場合、当該特約の定めが本利用規約に優先するものとします。
- 5 本利用規約に定める内容のほか、当社が別途定めた「規約」又は「ポリシー」と表示された定めは、本利用規約の一部を構成するものとし、本契約者に適用されるものとします。
- 6 本契約者は、本クラウドサービスのワークスペース (次項に定義します。)を利用する法人その他の団体 (その従業員等を含みます。)又は個人事業主です。
本契約者は、自己の利用するワークスペースを自己の指定する個人ユーザー (以下「本ワークスペースユーザー」といいます。)に利用させるものとします。
- 7 ワークスペースとは、法人その他の団体又は個人事業主が組織的に本クラウドサービスを受けるデジタルスペースを指します。
- 8 本クラウドサービスにおいて、当社は、本契約者及び本ワークスペースユーザーに対し、アカウント情報 (本人認証情報) を付与するものとします。
- 9 本契約者は、ワークスペースの利用の前に、当社に対し、当社の管理画面 (本クラウドサービスの一部として当社がインターネット上で提供し、当社が本契約者を管理する為に必要な画面をいいます。)に、以下に関する当社の指定する情報及びその他当社が管理画面上指定する情報を当社に登録するものとします。
 - ・本契約者を代理し当該ワークスペースの利用について全ての権限を有するオーナー (以下「本オーナー」といいます。)
 - ・本オーナーに指定されワークスペースの管理権限 (ワークスペース利用に関する支払い権限を除く。)を付与された管理者 (以下「本管理者」といいます。)
 - ・本オーナーに指定されワークスペース料金の支払い権限を付与された支払い責任者 (以下「本支払い責任者」といいます。)
 - ・本オーナー又は本管理者の指定により当該ワークスペースに参加し利用する本ワークスペースユーザー
- 10 本契約者は、本管理者及び本支払い責任者について複数人を設定することができるものとします。
- 11 本利用規約において、利用期間とは、当社所定の手続に従って、本サービスの利用を申込み、当社が当該申込みを承諾した時点から、本サービスの利用が終了する日 (本クラウドサービスの利用にあたっては、第27条 (利用停止) の定めにより利用が停止する日) までの期間 (本クラウドサービスの利用にあたっては、第25条9項に定める無料お試し期間を含みます。)を指すものとします。
- 12 本利用規約において、契約期間とは、利用期間を含み、本クラウドサービスにおいて、第28条 (解除) の定めにより当該個人ユーザーのアカウントが抹消される時までの期間を指すものとします。

第2条 (利用規約の変更)

- 1 当社は、本利用規約を変更することがあります。この場合、本契約者は、変更後の本利用規約を遵守するものとします。
- 2 当社が本利用規約を変更する場合、当社は、民法第548条の4の規定に基づき、本契約者に対するメール、本サービス管理画面への掲載その他当社の定める方法により、本契約者に対し、本利用規約を変

更すること、変更後の利用規約の内容及びその効力発生時期を通知します。

- 3 本利用規約の変更後、本契約者が本サービスの利用を継続した場合は、当該変更を承諾したものとし、変更後の本利用規約の内容に従うものとします。

第3条 (契約申込の方法)

- 1 本サービスの利用の申込みをするときは、本サービスの種類を選択し、本利用規約を承諾のうえ、当社が指定する方法により行うものとします。なお、当社は、申込時に当社に通知した事項に関して当該事実を証明する資料の提出を求める場合があります、この場合、本契約者はこれに従うものとします。
- 2 本契約者を代理又は代表して本契約の申込みをする者は、本契約者を代理又は代表する完全かつ有効な法的権限を有し、本利用規約に基づく契約を締結することを表明し保証するものとします。

第4条 (契約申込の承諾)

- 1 当社が前条の規定に基づく本契約の申込みを承諾した場合は、これをもって選択された本サービスに関する本利用規約を内容とする契約が成立したものとし、当社はその旨を通知します。
- 2 当社は、次の場合は、その申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 本サービスの提供又は保守が技術上著しく困難なとき。
 - (2) 本サービスの申込みをした者が本サービス、又は、当社の提供するその他のサービスの料金、又は、手続きに関する費用等の支払いを現に怠り、又は、怠るおそれがあるとき。
 - (3) 本サービスの申込みをした者が、第13条第1項各号又は第14条第1項各号のいずれかに現に該当し、又は該当するおそれがあるとき、若しくは当社の提供する他のサービスにおいて同様の行為を行ったことがあるとき。
 - (4) 契約申込にあたり虚偽の事実を記載したとき。
 - (5) 契約申込者が指定した支払い口座等が、金融機関等により利用の差し止めが行われていることが判明したとき。
 - (6) 契約申込者が未成年、成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人のいずれかであって、法定代理人、後見人、保佐人又は補助人の同意等を得ていないことが判明したとき。
 - (7) 契約申込者が、過去、当社が展開するサービス（本サービスを含む。）において、利用規約の規定に違反したことがあるとき。
 - (8) 前各号のほか、当社の業務遂行上支障があるとき。
- 3 当社は、前項に掲げる場合以外に、当社の別に定める当社の審査基準に従い申込みを審査します。利用申込みに対し、審査基準に適合しない場合は、当社は本サービス利用の申込みを承諾しないことがあります。
- 4 当社が申込みを承諾しない場合は、当社は契約申込者に対し結果のみを通知し、その理由については開示いたしません。

第5条 (契約事項の変更)

- 1 本契約者は、契約事項のうち当社が認めた範囲で利用規約の内容の変更をすることができます。但し、その場合には利用料金の改定を伴うことがあります。
- 2 本契約者が契約事項の変更を行う場合は、予め当社所定の方法をもって当社に請求するものとします。
- 3 当社は、前項の請求があった場合において、その請求を承諾することが技術的に困難であるその他第4条（契約申込の承諾）第2項各号に該当する場合は、その請求を承諾しないことがあります。
- 4 当社は、前項の請求に対する諾否及び変更の適用時期を本契約者に対し当社所定の方法で通知するものとします。

第6条 (ログイン情報の管理)

- 1 本契約者は、自己の責任において、本サービスへのログイン情報（メールアドレス及びパスワード情報）を適切に管理及び保管するものとし、これを本契約者以外の第三者に利用させ、貸与・譲渡・名義変更・売買等をしてはならないものとします。当社は、当該ログイン情報の一致を確認した場合、当該ログイン情報を保有するものとして登録された本契約者が本クラウドサービスを利用したものとみなします。
- 2 ログイン情報の管理不十分、使用上の過誤、及び第三者の使用等による損害の責任は本契約者が負うものとし、当社は一切の責任を負いません。
- 3 本契約者は、ログイン情報が盗まれたり、第三者に使用されたりしていることが判明した場合には、

直ちにその旨を当社に通知するとともに、当社からの指示に従うものとします。なお、この場合において、当社の指示に従った結果、本契約者に損害が生じたとしても、当社はかかる損害を賠償する責任を一切負いません。

第7条 (障害が生じた場合の措置)

- 1 本契約者は、本サービスに障害が生じたときは、直ちにその旨を当社に通知するものとします。
本契約者は、当社に通知した本オーナー及び本管理者から本クラウドサービスに関わる障害その他の不具合を当社に対し報告することができるものとします。
- 2 前項の通知があったときは、当社の社員、又は、当社が指定する者がその原因調査を行うものとします。
- 3 第1項の障害が本契約者の責に帰すべき事由により生じたときは、当該障害の調査、及び、修理に要した費用は、本契約者が支払うものとします。
- 4 第2項の調査の結果、本サービスに障害がないことが明らかとなり、かつ、障害の不存在に関して本契約者に悪意又は重過失がある場合、本契約者は当社に対し当該調査に関して要した費用を支払うものとします。

第8条 (再委託)

当社は、本サービスの提供にあたり、当社が本契約者に提供する業務の全部又は一部について、第三者に再委託する場合があります、本契約者はこれを承諾するものとします。

第9条 (本契約者と第三者との間の契約に関する非関与)

当社は、本契約者と第三者(当社の再委託先を含む。)との間で、契約を締結し、当該契約の内容として本サービスを利用する場合であっても、当社は、当該本契約者と当該第三者との間の契約の内容及びその履行には関知せず、当該契約に起因するトラブルに関し、第18条(免責)に定める場合を除き、当社は何らの責任を負わないものとします。

第10条 (サービス終了)

- 1 当社は、当社の都合により、本サービスの一部又は全部を終了することがあります。
- 2 本サービスの一部又は全部を終了する場合には、3ヶ月以上前に、書面その他の方法をもって本契約者にそのことを周知することとします。
- 3 本サービスの一部又は全部の終了により、本契約者が何らかの損害を被った場合においても、当社は一切の責任を負いません。

第11条 (登録情報の変更等)

- 1 本契約者は、本サービスに関して当社に登録している情報に変更があった場合、当社所定の方法で当該変更事項を直ちに当社に通知するものとします。
- 2 前項の通知があったときは、当社は、本契約者に対し、その届け出のあった事実を証明する資料の提出を求めることができるものとし、この場合、本契約者はこれに応じるものとします。
- 3 当社に第1項に規定する変更について何らの通知なく、又は、連絡が取れないことによって引き起こされる本契約者の損害に対して、当社は一切の責任を負いません。

第12条 (契約上の地位等の変更)

- 1 本契約者は、当社の事前の承諾なく本契約上の地位又は本サービスに係る権利若しくは義務の全部若しくは一部を移転することはできないものとします。
但し、本契約者において、合併又は会社分割等により本契約者の地位の包括承継があった場合、又は個人が死亡した場合に一般承継があった場合、これらの事象が生じる前の本契約の範囲内で、承継者が当該地位を承継するものとします。
- 2 前項に定める当社の事前の承諾がある場合又は前項但書に基づく承継が生じた場合、本契約者は、当社に対し、直ちに当該移転又は承継に伴い変更する情報を通知するものとします。
- 3 前項の通知があったときは、当社は、本契約者に対し、その届け出のあった事実を証明する資料の提出を求めることができるものとし、この場合、本契約者はこれに応じるものとします。
- 4 第1項の承継が個人の死亡を原因とするものである場合、相続人からの解約の申し入れがあった場合、当社はこれに応じるものとします。但し、解約の申し入れが当社に到達するまでに発生した債務については相続人は支払い義務を負うものとします。

第13条 (当社が行う本契約の解除等)

- 1 当社は、次に掲げる事由があるときは、本契約者による本サービスの利用を直ちに停止し、又は、本契約を直ちに解除することができるものとします。
 - (1) 第14条の規定により本サービス、又は、当社が本契約者に提供するその他のサービスの提供が停止された場合において、本契約者が当該停止の日から14日以内に当該停止の原因となった事由を解消しないとき。
 - (2) 第14条1項各号の事由がある場合において、当該事由が当社の業務に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。
 - (3) 本契約者が差押、仮差押、仮処分、公売処分、租税滞納処分その他公権力の処分を受け、又は自ら振出し若しくは引受けた手形又は小切手が不渡りとなる等支払停止状態に至ったとき。
 - (4) 本契約者が民事再生手続、会社更生手続の開始、若しくは破産手続きの開始を申し立てられ又は申し立てたとき。
 - (5) 事業の全部若しくは重要な一部を譲渡し、若しくはその決議をしたとき、又は資本の減少、事業の廃止若しくは変更又は合弁によらない解散の決議をしたとき。
 - (6) 前3号のほか、本契約者の財産状態が悪化し、料金の支払いが滞ると予想される合理的理由のある場合。
 - (7) 反社会的勢力等である、又は資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営若しくは経営に協力若しくは関与する等反社会的勢力等との何らかの交流若しくは関与を行っている当社が判断した場合、又は反社会的勢力等が経営に実質的に関与している法人等であると当社が判断した場合。
 - (8) 本利用規約のいずれかの条項に違反した場合又は本利用規約に違反するおそれがあると当社が判断した場合。
 - (9) 本利用規約上の債務の履行を怠ったとき。
 - (10) 当社が提供するサービスを直接、又は、間接に利用する者の当該利用に対し重大な支障を与える態様において本サービス、又は、当社が本契約者に提供しているその他のサービスを利用したとき。
 - (11) 当社が提供するサービスの利用に関し、直接又は間接に当社又は第三者に対し、過大な負荷又は重大な支障を与えたとき。
 - (12) 当社に提供された情報の全部又は一部に虚偽の事実があると判明した場合。
 - (13) 本契約者又は本サービスに関する情報が盗用されたり、第三者に使用されたりしていることが判明した場合。
 - (14) 本サービスの利用料金の決済方法として本契約者が指定した銀行口座又はクレジットカードが利用停止若しくは無効扱いとされた場合、又はそれらの不正使用が判明した場合。
 - (15) 本サービスの利用料金の支払を遅滞し、当社が指定した日までに当該遅滞を解消しない場合。
 - (16) 未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人のいずれかであって、法定代理人、後見人、保佐人又は補助人の同意等を得ていないことが判明した場合。
 - (17) 当社からの問い合わせその他の回答を求める連絡に対して30日間以上応答がない場合。
 - (18) 過去に本サービス又は当社が提供する他のサービスの利用停止等の措置を受け又は現在受けている場合。
 - (19) 本サービスの運営・保守管理上必要であると当社が判断した場合。
 - (20) その他前各号に類する事由があると当社が判断した場合。
 - (21) 第10条(サービス終了)に基づき、当社が、本サービス全体、又は一部の提供を終了するとき。
- 2 当社は、前項の規定により本契約を停止又は解除するときは、本契約者に対し、その旨を通知します。
- 3 第1項の場合により解除された場合において、その契約期間中に係る本契約者の一切の債務は、本契約の解除をした後においてもその債務が履行されるまで消滅しないものとします。
- 4 本条第1項に基づく停止又は解除により本契約者に損失その他が生じたとしても、当社は、一切の責任を負わないものとします。

第14条 (禁止行為)

- 1 本契約者は、本サービスの利用にあたり、次の行為を行わないものとします。
 - (1) 法令に違反する、又はそのおそれのある行為、あるいはそれに類似する行為
 - (2) 当社あるいは第三者を差別若しくは誹謗中傷し、又はその名誉、信用、プライバシー等の人格的権利を侵害する行為、又はそのおそれのある行為
 - (3) 個人情報その他第三者に関する情報を偽りその他不正な手段を用いて収集、取得する行為、あるいはそれに類似する行為

- (4) 個人情報をも本人の同意なく違法に第三者に開示、提供する行為、あるいはそれに類似する行為
 - (5) 当社あるいは第三者の著作権、その他の知的財産権を侵害する行為、又はそのおそれのある行為
 - (6) 当社あるいは第三者の法的保護に値する一切の利益を侵害する行為、又はそのおそれのある行為
 - (7) 犯罪行為、犯罪行為をそそのかしたり容易にさせたりする行為、又はそのおそれのある行為
 - (8) 当社の提供したソフトウェア・機器その他の設備を複製、流用、改変、盗用する行為
 - (9) 当社の提供したタスク雛型を複製、流用、改変、盗用する行為
 - (10) 当社の提供したソフトウェアを逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリング、その他ソースコードを解析する行為
 - (11) その他、当社が不適切と判断する行為
- 2 本契約者が本条第 1 項で規定する禁止行為に該当する行為を行っているとして当社で判断した場合又は第 13 条第 1 項各号に該当すると判断した場合は、当社の裁量により当該契約者の本サービスの利用を一時的に停止その他の必要な措置をし、本契約者としての登録を抹消、又は本契約者との間の本契約を解除することができるものとします。
 - 3 当社は、本条に基づき当社が行った行為により本契約者に生じた損害について一切の責任を負わず、前項に基づく措置がなされた場合であっても、本契約者が当社に提供したデータその他の情報を第 31 条の利用目的の範囲内で保有・利用することができるものとします。
 - 4 当社は、本条に基づき必要な措置をした場合であっても、既に本契約者が支払い済みの本サービス利用に関する料金の返還をしないものとします。

第 15 条 (本契約者の義務)

- 1 本契約者は、次のことを遵守するものとします。
 - (1) 当社の承諾がある場合を除き、本サービスの提供を受けることに支障を生じさせる行為をしないこと。
 - (2) 善良な管理者の注意をもって当社の提供した本サービスに関する情報を管理すること。
 - (3) 当社からの通知事項をセキュリティ情報として厳重に管理すること。
 - (4) 本契約者は、本契約者における本サービスの使用環境を厳重に管理するものとし、当社あるいは第三者に損害を与えることのないよう万全の配慮を講じること。
- 2 本契約者は、本契約者のシステムを別途当社の定める技術項目に適合するよう維持するものとします。
- 3 本契約者は、本サービスの運営及び遂行に関して、当社から実施を求められた事項について、速やかに対応するものとします。
- 4 本契約者は、事由の如何を問わず、本契約が終了した場合には、当社から提供されている機器・設備・ソフトウェアがある場合は、これを契約終了後、直ちに、本契約者の負担にて当社に返還するものとします。

第 16 条 (反社会的勢力の排除)

- 1 当社は、本契約者(本契約者が法人の場合は、代表者、役員、執行役又は業務を執行する社員。)が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これに準ずる者(本契約において「反社会的勢力等」といいます。)である場合、又は次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの利用を禁止します。
 - (1) 反社会的勢力等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 反社会的勢力等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 本契約者は、当社が前項の該当性の判断の為に調査を要すると判断した場合、当該調査に協力し、これに必要と判断する資料を提出しなければなりません。
- 3 当社は、本契約者が反社会的勢力等に該当すると判明した場合、催告をすることなく、直ちに本契約を解除することができます。この場合において、当社は、当該解除の理由について本契約者に対して何ら説明する義務を負わないものとします。

- 4 当社が前項の規定に基づき本契約を解除した場合には、当社はこれによる本契約者の損害を賠償する義務を負わないものとします。
- 5 本契約者は、自ら又は第三者を利用して次の各号に掲げる行為をしないものとします。かかる行為の存在が判明した場合又はかかる行為の存在の調査が必要であると当社が判断した場合には、本条第2項から第4項の規定に準じるものとします。
 - (1) 反社会的勢力等に自己の名義を利用させ本契約を締結すること又は本サービスを利用すること
 - (2) 暴力的な要求行為
 - (3) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (4) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (5) 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
 - (6) その他前各号に準ずる行為

第17条 (損害賠償請求)

本契約者による本サービスの利用に関して、当社が損害を被った場合、当社は、本契約者に対し、損害賠償の請求(合理的な弁護士費用を含む。)をすることができるものとします。

第18条 (免責)

- 1 当社は、本サービスの提供にあたり、本サービスの欠陥、本サービスの提供の停止及び終了、情報の削除及び変更、ならびにこれらが原因で発生した本契約者又は第三者への損害に対し、当社に故意又は重過失がある場合を除き、一切の責任を負いません。
- 2 当社は、本サービスの利用による本契約者の事業上の成果の発生を保証するものではなく、又、本契約者又は第三者が、本サービス及び本サービスに基づく一切の成果物を利用又は信頼したことによる利益喪失、事業の喪失、事業の中断又はビジネスチャンスの喪失について一切責任を負いません。
- 3 火災、停電、その他の不慮の事故又は戦争、紛争、動乱、疫病、感染症、暴動、労働争議等その他当事者の合理的支配を超えた偶発的事象による通信機器の故障、破損又は滅失等に関しては、当社は一切その責任を負いません。
- 4 本契約者は、本サービスを利用する為に必要な環境や設備(インターネット回線、パソコン等のハードウェア、ウェブブラウザ等のソフトウェア等を含みますが、これらに限りません。)を自己の責任と費用において適切に用意するものとし、当社は、本サービスが全ての端末に対応していることを保証するものではなく、又、仮に本サービスの利用開始時に対応していた場合でも、本サービスの利用に供する端末のOSのバージョンアップ等に伴い本サービスの動作に不具合が生じる可能性があることについて、本契約者は予め承諾するものとします。当社は、かかる不具合が生じた場合に当社が行うプログラミングの修正等により当該不具合が解消されることを保証するものではありません。又、当社は、本契約者の責任において行うべき本サービスを利用する為に必要な環境や設備の不良についての責任を一切負いません。
- 5 本利用規約に関して、当社が本契約者に対して負う損害賠償責任の範囲は、その原因の如何を問わず、その事由が生じた日から起算して過去180日間(利用期間が180日未満の場合は当該利用期間)に本契約者が当社に対して支払った料金を上限とします。
- 6 当社が本サービス上の本契約者に対する報告は、本サービスを提供する本クラウドサービス内における当社が指定する形式での報告に限られるものとし、本契約者は、当社に対して、当社が指定する形式での報告以外の報告を求めることはできないものとします。

第19条 (守秘義務)

- 1 当社は、本利用規約に別段の定めがある場合を除き、本契約者及び当社は本契約に関連し、知り得た相手方の技術上・営業上又はその他の業務上の機密情報を相手方の文書による承諾なしに、第三者に開示又は漏洩してはならないものとします。但し、次の各号に該当する場合は、この限りではないものとします。
 - (1) 知り得た時点で既に公知・公用となっている場合。
 - (2) 知り得た後、自己の責によらず公知・公用となっている場合。
 - (3) 知り得た時点で既に取得済みの場合。
 - (4) 自ら独自に開発した場合。
 - (5) 正当な権限を有する第三者から機密保持義務を課せられることなく正当に取得した場合。
 - (6) 法令又は権限のある公的機関の要請により開示又は提供が求められた場合。
 - (7) 本契約者に対し、本契約に基づく義務の履行を請求する場合。

- (8) 本サービスに起因して紛争又は損害賠償請求が発生した場合。
 - (9) その他、本サービスの運営上必要がある場合。
- 2 本条については、本契約終了の後も効力を有するものとします。

第20条 (個人情報の保護)

- 1 当社は、本利用規約に基づき取得した個人情報及び本契約に関連して知り得た本契約者の技術上、営業上又はその他の業務上の情報に含まれる個人情報（以下「個人情報等」といいます。）を、本利用規約及び当社が別に定め公表する「プライバシーポリシー」に記載された利用目的のほか本契約者に同意を得た範囲内でのみ利用するものとします。
- 2 当社は、個人情報等を、安全管理措置を講じて保護するものとします。
- 3 当社は、個人情報等を、本利用規約に明示された場合又は法律上開示が認められる場合を除き、第三者に開示、提供しないものとします。

第21条 (連携サービス)

- 1 本契約者に対して API 連携サービス（以下「本 API」といいます。）が提供される場合、本契約者は、自らの意思で本 API を利用し、本 API の利用により生ずるすべての結果について自ら責任を負うものとします。又、当社は、本 API の利用によって生じるデータの変更、開示又は消去等について責任を負わないものとします。
- 2 当社は、当社の都合により、本 API の内容の変更又は提供の終了ができるものとします。当社が本 API の提供を終了する場合、当社は本契約者に事前に通知するものとします。
- 3 当社は、本条に基づき当社が行った措置によって生じた損害について、一切の責任を負いません。

第22条 (分離可能性)

- 1 本利用規約のいずれかの条項又はその一部が、法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本利用規約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。
- 2 当社及び本契約者は、当該無効若しくは執行不能の条項又は部分を適法とし、執行力を持たせる為に必要な範囲で修正し、当該無効若しくは執行不能な条項又は部分の趣旨並びに法律的及び経済的に同等の効果を確保できるように努めるものとします。
- 3 本利用規約の一部がある本契約者との間で無効とされ又は取り消された場合でも本利用規約はその他の本契約者との間では有効とします。

第23条 準拠法、裁判管轄

- 1 本契約の準拠法は、日本法とします。
- 2 本契約に関し当社と本契約者との間で訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第2章 経営支援クラウド「Suit UP」(本クラウドサービス)

第24条 (適用範囲)

本契約者は、本章の各規定に従い、当社の本クラウドサービスを利用するものとします。

本クラウドサービスは、本クラウドサービスのみ、あるいは、本サポート・サービス又は本コンサルティング・サービスと併せて利用することができます。

本クラウドサービスに併せて、本サポート・サービス又は本コンサルティング・サービスを利用する場合、本契約者は、第25条の利用料金、第3章ないし第4章に定める当該利用料金を併せて当社に支払うものとします。

第25条 (本クラウドサービスのプラン及び利用料金)

- 1 本契約者は、別表1の本クラウドサービスのプランを選択し、当該プランに基づくサービス利用の対価（以下「利用料金」といいます）を当社に支払うものとします。
- 2 本契約者は、利用料金について、消費税を加算して支払うものとします。
- 3 本条第1項の利用料金の支払方法は、以下に定めるとおりとします。
 - (1) 本契約者に対する当社の請求日

当月末日締め翌月 1 日

(2) 本クラウドサービスの利用料金の算定方法

当社の請求対象月内における本ワークスペースユーザーの登録人数（当社の本クラウドサービス上退職済とされた本ワークスペースユーザーを除く。）の最大人数に別表 1 のプランに定める所定の料金を乗じて毎月算定します。

(3) 支払時期

上記（1）の請求に対する本契約者の加入するクレジットカード会社による立替払いの日

(4) 本契約者による利用料金の支払方法

当社提携先のクレジットカード会社を通じた利用料金の支払

- 5 当社は、当社が必要と判断した場合、本契約者へ事前に通知することにより、利用料金の改定をすることができるものとします。当社が利用料金を改定した時点以降、本契約者が利用を継続した場合、当該本契約者は、改定後の利用料金を異議なく受け入れることを表明したものとみなします。
- 6 本契約者が利用料金の支払を遅滞した場合、本契約者は、当社に対し、年 14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。
- 7 当社は、利用料金について領収書等を発行いたしません。
- 8 本利用規約に別途定める場合を除き、当社は、本契約者から当社に対して支払われた利用料金の返金には一切応じないことにつき、本契約者は予め承諾するものとします。
- 9 当社は、本契約者に対して、初回の登録時のみ、本条第 1 項にかかわらず、当該登録日から起算して 30 日（登録日を含む。）に限り無料のお試し期間（以下「無料お試し期間」といいます。）を設け、本クラウドサービスを利用することができるものとします。

無料お試し期間中、本契約者は、当社所定の方法により、当社との間で本クラウドサービスの利用を内容とする契約（以下「本クラウドサービス契約」といいます。）を終了させることができるものとします。

又、本契約者は、上記の無料お試し期間の満了前に、本条第 1 項に基づく有料利用に移行することができるものとします。但しこの場合であっても、無料お試し期間の末日までは無料で利用できるものとします。

- 10 本クラウドサービスの利用期間は、無料お試し期間の初日から、第 27 条に定める利用停止までの期間とします。
- 11 当社が、本契約者に対して、本クラウドサービスの提供にあたり必要な資料等の提出を求めた場合、本契約者はこれに協力するものとします。
- 12 当社の故意又は重過失に基づき本クラウドサービスが停止した場合、当該停止の期間中に対応する利用料金について本契約者はこれを負担しないものとし、既に前払いをしている本契約者に対して当社は利用料金の返還又は相殺等をさせて頂くものとします。

第 26 条（ワークスペースの統合）

当社は、本契約者からの求めに応じて、ワークスペースの統合措置を図ることができるものとします。この場合、当該措置に必要な手続きに本契約者は協力するものとし、当該統合措置に伴い本契約者に生じた事象について、当社は何らの責任を負わないものとします。

第 27 条（利用停止）

- 1 本契約者は、当社の本クラウドサービス内における方法で通知することにより、本クラウドサービスの利用を停止することができます。別表 1 の本クラウドサービスのプランに基づき、月払いの場合は当該通知日の属する月の末日をもって本契約者又は本ワークスペースユーザーによる本クラウドサービスの利用は停止するものとし、本契約者は、当該停止日までの利用料金を負担するものとします。
- 2 前項の場合において、本契約者又は本ワークスペースユーザーは、当該利用停止後、本クラウドサービスを利用することができなくなりますが、本契約者が再開を希望する場合には、当社が定める方法により本クラウドサービスの利用を再開することができるものとします。
- 3 本契約者が、利用料金を前払いしていた場合であっても、本条に基づく利用停止の場合、当社は当該前払い料金の返金を行わないものとします。

第 28 条（解除）

- 1 本契約者は、前条に基づく利用停止の措置が取られた後、当社の本クラウドサービス内における方法により、本クラウドサービスの利用に関する契約を解除し、自己のアカウントを抹消し、ワークスペース上のデータを抹消することができるものとします。但し、この場合であっても、本利用規約第 31 条 1

項に定める当社の利用権は消滅しないものとします。

- 2 本ワークスペースユーザーは、前条による本契約者による利用停止の措置の有無に関わらず、自身のワークスペース上におけるアカウントを抹消することができるものとします。
- 3 本オーナーにおいて、自身のワークスペース上におけるアカウントを抹消する場合、事前に後任の本オーナーを指定のうえ、当社に通知を要するものとします。
- 4 ワークスペースへの登録が本オーナーのみの場合、当該本オーナーによる前条に基づく利用停止申出日の属する月の利用料の当社への支払が完了するまで当該本オーナー自身のアカウントを抹消することができないものとします。

第29条（本クラウドサービスの変更等）

- 1 当社は、本契約者に事前の通知をすることなく、本クラウドサービスの全部又は一部を変更、追加、制限、廃止することができるものとします。
- 2 当社は、以下各号の事由が生じた場合には、本契約者に事前に通知することなく、本クラウドサービスの一部又は全部を一時的に中断することができるものとします。
 - (1) 本クラウドサービス用のハード・ソフト・通信機器設備等に関わるメンテナンスや修理を定期的又は緊急に行う場合。
 - (2) 電気通信事業者の役務が提供されない場合。
 - (3) 天災等の不可抗力により本クラウドサービスの提供が困難な場合。
 - (4) 火災、停電、その他の不慮の事故又は戦争、紛争、動乱、疫病、感染症、暴動、労働争議等その他当事者の合理的支配を超えた偶発的事象により本クラウドサービスの提供が困難な場合。
 - (5) アクセス過多、その他予期せぬ要因で本クラウドサービスに負荷が集中した場合。
 - (6) 本契約者のセキュリティを確保する必要があるが生じた場合。
 - (7) 法令又はこれらに基づく措置により本クラウドサービスの運営が不能となった場合。
 - (8) 当社の責めに帰すべき事由によらない事由により本クラウドサービスの提供が困難となった場合。
 - (9) その他前各号に準じ当社が必要と判断した場合。
- 3 本契約者は、次の各号のいずれかに該当する場合、本クラウドサービスの利用の全部又は一部が制限されることがあることに予め承諾します。
 - (1) 本クラウドサービスの利用資格等の確認を目的としたログイン情報等の認証機能において、利用資格等の確認ができない場合
 - (2) インターネットに接続できない環境において本クラウドサービスを利用する場合
 - (3) リアルタイム通信ができない通信状況において本クラウドサービスを利用する場合
- 4 当社は、本条に基づき当社が行った措置により本契約者に生じた損害について一切の責任を負いません。

第30条（本クラウドサービス利用上の情報の管理）

- 1 本契約者は、本クラウドサービスの利用にあたり入力、アップロード、保存等した情報について、自らの責任において管理（バックアップを含む。）するものとし、本契約者の過失その他の本契約者の責めに帰すべき事由による情報の削除又は滅失について、当社は一切の責任を負わないものとします。
- 2 本クラウドサービスでは、本契約者が、テキスト情報や各種情報についてアップロード、送信、保存等を行うことができます。本契約者は、当該情報に対して有する管理権限、知的財産権その他の権利を引き続き保持するものとし、当社は、本契約者が本サービスを利用してアップロード、保存等している情報について、著作権（著作権法27条及び28条に規定する権利を含む。）を含む知的財産権を取得しません。
- 3 当社が本契約者に対して本クラウドサービスの利用に関する契約に基づき提供する文章、画像、システムプログラム、ソフトウェア、タスク難型その他のデータ等のコンテンツについての一切の所有権及び著作権（著作権法27条及び28条に規定する権利を含む。）を含む知的財産権は、全て当社に帰属するものとします。
- 4 当社は、本クラウドサービスの利用に関する契約に基づき本契約者に提供するシステムプログラム等が、第三者の知的財産権その他の権利を侵害していないことについて保証するものではありません。

第31条（データ等の利用）

- 1 当社は、前条の定めにかかわらず、当社の本クラウドサービスの向上及び新たなサービス開発を目的として、本契約者又は本ワークスペースユーザーが本クラウドサービスを利用してアップロードした情報（氏名、メールアドレス、会社情報、その他のデータを含みますが、これらに限りません。）、本クラ

クラウドサービスの利用による成果物のデータ及び当社による本サービスの実施（本サポート・サービス及び本コンサルティング・サービスの実施を含む。）において作成された成果物のデータ（以下「本クラウドサービス利用データ等」といいます。）については、本契約者、本ワークスペースユーザー及び第三者の個人情報又はプライバシー情報を除外のうえ、無償で利用することができるものとし、本クラウドサービスの利用に関する契約が解除され又は終了した場合であっても、本条による当社の利用権は消滅しないものとし、この場合、本項の利用権の範囲内の当社の利用については、本契約者及び本ワークスペースユーザーは、著作権人格権を行使しないものとし、

- 2 当社の本クラウドサービスの販売を委託する取引先は、本契約者の承諾を得られた場合、本クラウドサービス利用データ等の閲覧をすることができるものとし、本ワークスペースユーザーは、本契約者の承認を得られた場合、自己もこれを承認したものとみなすことに同意します。
- 3 当社は、統計的目的で本クラウドサービスの利用状況又は本契約者の状況を分析し、統計結果を一般に公表することがあります。但し、個々の本契約者及び特定の個人が識別されることのないようにいたします。
- 4 当社は、本契約者から本クラウドサービスの利用情報を取得し、又は本契約者に対して本クラウドサービスに関するフィードバックの提供を求める場合があります。本契約者は、これらの利用情報又はフィードバックの内容について、本サービスの契約期間中及び本契約終了後において当社が利用することに同意するものとし、但し、これらの利用情報又はフィードバックの内容の利用目的は、本サービスの向上及び新たなサービス開発に限定されます。

第3章 経営支援クラウド「Suit UP」サポート・サービス（本サポート・サービス）

第32条（本サポート・サービスのプラン及び利用料金）

本契約者は、本クラウドサービスの利用（本クラウドサービスにおける無料お試し期間中も含まれます。）に加えて、本サポート・サービスとして別表2に定めるプランを選択し、各サービスを利用することができます。この場合、本契約者は、別表2に定めるプランに基づくサービス利用の対価を支払うものとし、

第33条（支払い）

当社は、本契約者に対し、前条に定めるサービス利用料について、当社は本契約者が本サポート・サービスの利用を開始した日の属する月の翌月1日付で請求するものとし、本契約者は、本契約者の加入するクレジットカード会社による立替払いの方法により支払うものとし、

第34条（本サポート・サービスの利用期間）

- 1 本サポート・サービスの利用期間は、1か月単位とし、別途本契約者と当社が合意する期間とします。本契約者において、当社の本クラウドサービス内における方法により、本サポート・サービスの利用中の当月の末日までに本サポート・サービスの継続を希望しない旨の意思を表示しない限り、同一の条件で本サポート・サービスに関する契約は自動で更新されるものとし、
- 2 前項の規定にかかわらず、本契約者と当社との間で、第2章の本クラウドサービス契約が終了となる場合、本サポート・サービス契約も同時に終了するものとし、

第35条（本サポート・サービスの提供）

- 1 本契約者が本サポート・サービスを受ける為の機器や通信環境を要する場合は、本契約者自らの責任と負担により整備するものとし、
- 2 本契約者は、本サポート・サービスを自らの判断で利用するものとし、その利用結果、有用性等について当社は保証いたしません。
- 3 当社は、本サポート・サービスの履行を、第三者に再委託する場合があります、本契約者は、これを承諾するものとし、
- 4 当社が本サポート・サービスを提供する過程において得られたノウハウ、その他の知的財産権は当社に留保されるものとし、
- 5 当社は、本契約者に対して、本サポート・サービスに関する事務処理の状況に関し、当社の指定する方法及び内容による報告を除いて報告義務はないものとし、

第4章 全社タスク管理導入コンサルティング・サービス（本コンサルティング・サービス）

第36条（本コンサルティング・サービスのプラン及び利用料金）

- 1 本契約者は、本クラウドサービスの利用（本クラウドサービスの無料お試し期間中も含まれます。）に加えて、本コンサルティング・サービスとして別表3に定めるプランの内容を選択し、各サービスを利用することができます。この場合、本契約者は、別表3に定めるプランに基づくサービス利用の対価を支払うものとします。
- 2 本コンサルティング・サービスに基づく当社の役務は準委任とします。

第37条（支払い）

当社は、本契約者に対し、前条に定めるサービス利用料について、当社は本契約者が本コンサルティング・サービスの利用を開始した日の属する月の翌月1日付で請求するものとし、本契約者は、本契約者の加入するクレジットカード会社による立替払いの方法により支払うものとします。

第38条（本コンサルティング・サービスの利用期間）

- 1 本コンサルティング・サービスの利用期間は、別表3に定めるプランの利用回数及び期間を基準とし、別途本契約者と当社が合意する期間とします。
- 2 前項の規定にかかわらず、本契約者が当社との間で、第2章の本クラウドサービス契約が終了する場合でも、本コンサルティング・サービス契約は終了しないものとします。
- 3 本コンサルティング・サービス利用者は、第1項の本コンサルティング・サービスの利用期間満了前に本契約が終了した場合その他いかなる場合であっても、当社に対し、35条に定める利用料金全額の支払い義務を負うものとし、当社は、受領した利用料金の返金等を行いません。

第39条（本コンサルティング・サービスの提供）

- 1 本契約者が本コンサルティング・サービスを受ける為の機器や通信環境を要する場合は、本契約者自らの責任と負担により整備するものとします。
- 2 本契約者は、本コンサルティング・サービスを自らの判断で利用するものとし、その利用結果、有用性等について当社は保証いたしません。
- 3 当社は、本コンサルティング・サービスの履行を、第三者に再委託する場合があります、本契約者は、これを承諾するものとします。
- 4 当社が本コンサルティング・サービスを提供する過程において得られたノウハウ、その他の知的財産権は当社に留保されるものとします。
- 5 当社は、本契約者に対して、本コンサルティング・サービスに関する事務処理の状況に関し、当社の指定する方法及び内容による報告を除いて報告義務はないものとします。
- 6 本コンサルティング・サービスの提供にあたり、当社（当社の再委託先を含む。）において、交通費、宿泊費その他必要な実費を要する場合、本契約者は、第36条に定める利用料金とは別にこれを負担し、交通費又は宿泊費については別表4のとおり負担し、当社が指定する方法及び時期により支払うものとします。

第40条（インボイス制度（適格請求書等保存方式）に関する情報開示

株式会社スーツ T8-0100-0123-1338

適用税率 10%

以上

附則

2023年9月27日 制定・実施

2024年4月8日 一部改訂

別表1（第25条第1項関係）本クラウドサービス

本クラウドサービス内容及び利用料金

(税別)

プラン名称	スターター	スタンダード
利用条件	本ワークスペースユーザー 10名以下の利用に限る	
月額料金	本ワークスペースユーザー 1名あたり500円	本ワークスペースユーザー 1名あたり1,080円
初期費用 (本クラウドサービス登録料)	別途協議	別途協議
本クラウドサービスの利用	○	○

別表2（第32条関係）本サポート・サービス

本サポート・サービス内容及び利用料金（※）

(税別)

プラン名称	プラス	アドバンスド	プロフェッショナル
月額料金	5万円	10万円	20万円
当社のチャットツール 参加の有無	○	○	○
当社のオンライン会議への 出席の有無（隔週）	×	○	
当社のオンライン会議への 出席の有無（毎週）	×	×	○

※本サポート・サービスの利用は、本クラウドサービスに要する料金に加えて、上記月額料金をご負担頂くこととなります。

別表3（第36条関係）本コンサルティング・サービス

本コンサルティング・サービス内容及び利用料金

(税別)

プラン名称及び内容		回数	期間	料金
(1)	全社タスク管理導入コンサルティング（以下の①～③を全て含む場合。）	21回	6ヶ月	150万円
①	組織構築コンサルティング （組織図の作成、職務権限規程、業務分掌規程の設定等の組織のスタッフ同士の役割分担や情報伝達ルールの作成等）	7回	3ヶ月	60万円
②	コミュニケーションデザイン・コンサルティング （レポートラインの整備、報告ルールの確立、会議体の整備、チャットツールやカレンダーツールの整備等の組織のスタッフ同士の役割分担や情報伝達ルールの作成等）	7回	3ヶ月	60万円
③	タスク設定コンサルティング （各部署へのヒアリングを実施してのタスク設定、設定されたタスクの経営戦略との整合性チェック、会社内での重複タスクなど非効率な運用チェック、タスク管理の運用についてのコンサルティングサービス）	7回	3ヶ月	60万円
(2)	経営理念策定コンサルティング （経営理念、ブランドスローガン、ビジョン、行動指針の策定についてのコンサルティングサービス）	7回	3ヶ月	100万円

(3)	経営戦略策定コンサルティング (ヒアリングや各種分析を実施したうえでの経営戦略の策定 についてのコンサルティングサービス)	7回	3ヶ月	150万円
(4)	稟議体制構築コンサルティング (組織の定義に基づいたフローチャート、稟議制度構築の為 のシステム導入についてのコンサルティングサービス)	7回	3ヶ月	100万円

別表4 (第39条6項関係) 交通費・宿泊費

	北海道	東北	関東	甲信越	北陸	中部	関西	中国	四国	九州	沖縄
	北海道	青森県 秋田県 岩手県 宮城県 山形県 福島県	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 神奈川県 東京都 山梨県	山梨県 新潟県 長野県	富山県 石川県 福井県	静岡県 愛知県 三重県 岐阜県	大阪府 京都府 滋賀県 奈良県 和歌山県 兵庫県	岡山県 広島県 山口県 鳥取県 島根県	香川県 徳島県 愛媛県 高知県	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県	沖縄県
交通費	別途ご 相談	35,000	10,000	18,000	30,000	30,000	30,000	40,000	40,000	45,000	別途ご 相談
宿泊費(大都市 以外)	9,000	9,000	13,000	10,000	9,000	10,000	15,000	10,000	9,000	10,000	10,000
宿泊費(大都市 ※)	10,000	10,000	15,000	10,000	10,000	10,000	15,000	12,000	9,000	12,000	10,000

※1 都3県及び政令指定都市

※※スーツ本社から1都3県の50km圏内は日帰り圏とさせていただきます、宿泊費は不要となります。